

日々の廃棄物処理で社会を支えてくださっている皆様へ

新型コロナウイルスの感染が日本国内で初めて確認されてから1年が経とうとしています
が、いまだ感染拡大に歯止めがかからず、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県では緊急事態宣
言が発出されました。こうした状況の中でも、日々の廃棄物の処理に従事して下さっている
皆様に、改めて感謝いたします。

廃棄物処理は、新型コロナウイルス感染拡大下であっても、医療と同様、国民生活・国民
経済の安定確保に不可欠な業務であり、緊急事態宣言時においても、感染拡大防止策を十分
に講じつつ、事業を継続することが求められています。廃棄物処理に従事されている皆様は、
エッセンシャルワーカーとして、私たちの安全と日常生活になくてはならない存在であるこ
とが社会に広く認識されたと感じています。

皆様は、強い責任感を持って、新型コロナウイルスへの不安に対し、確実な感染防止対策
をもって処理に当たられているプロフェッショナルです。こうした皆様に日々の廃棄物処理
を担っていただいていることを、環境大臣として大変誇りに思います。また環境省として、
こうした皆様の取組を国民に対してしっかりと発信していくとともに、業務継続に必要な防
護具等の調達状況や、事業活動の停滞や生活様式の変化に伴う廃棄物量の変動など、廃棄物
処理業の現状をしっかりと把握しながら必要な対策を進めていきます。

私も実際に廃棄物を取り扱ういくつかの現場を見せていただきましたが、皆様におかれま
しては、日々の健康管理、体調把握に始まり、消毒や換気の実施、ソーシャルディスタンス
の確保を含む徹底した感染防止対策を行いながら作業しておられることと思います。

引き続き、感染症の予防と安全の確保、そして健康に十分に留意していただいた上で、廃
棄物の処理を担っていただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

令和3年1月8日

環境大臣 小泉進次郎